令和6年度 福岡市博多南地域交流センターの管理運営に対する評価について

1. 施設概要

(1)施 設 名 福岡市博多南地域交流センター(愛称:さざんぴあ博多)

(2)所 在 地 福岡市博多区南本町2丁目3-1

(3) 施設内容 延床面積6,227 m²、多目的ホール(280席)、体育館(1,005 m²)、トレーニングルーム

第1、2会議室、第1、2和室、チャイルドルーム

(4)施設の役割 地域住民の交流を促進する場を提供することにより、地域コミュニティの活

性化に資するとともに、文化及びスポーツの振興並びに地域福祉の向上に寄

与する。

2. 指定管理者

(1)指定管理者 賑わうさざんぴあコミュニティ事業体

構成団体 西部ガス都市開発株式会社(代表者)

株式会社ファイブ 西部瓦斯株式会社 健寿株式会社

(2)評価対象期間 令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日 (指定管理期間 令和4年4月1日 ~ 令和9年3月31日)

3. 評価方法

(1)指定管理者による自己評価

- (2) 市による評価
- (3)評価委員会による評価
- (4)市による最終評価

指定管理者から提出された令和6年度事業報告書、自己評価書及び収支決算書等の確認、実地調査及びヒアリング等を実施し、別紙「評価シート」の評価項目ごとに点数を付して、評価を行った。

4. 評価基準

別紙「評価シート」のとおり

5. 総合評価

(1)総合評価	OA ●B OC OD OE
(2)所 見	利用者数の目標を達成しており、利用者の満足度も高い。地域活動への参加など、地域へ積極的に接触することにより、地域との連携に努めている。 大規模修繕工事による休館期間があったものの、アウトリーチや企画事業の実施 方法を工夫することにより、目標より多くの企画事業を実施しており、また、コミュニ ティナースという独自の取組み等により、利用者増加を達成している。

- A 十分な成果が認められる。業務に対し、積極的な工夫・改善の取組みが行われている。
- B 成果が認められる。業務に対し、工夫・改善に取り組む姿勢が見られる。
- C 標準的な業務の水準であり、概ね成果が認められる。(標準)
- D 業務に対し、改善すべき事項が見られる。
- E 業務の基準を満たしておらず、すみやかな改善が必要である。

1 基本情報

施設名	博多南地域交流センター	指定管理者	賑わうさざんぴあコミュニティ事業体	
指定期間	R4.4.1~R9.3.31	所管課	市民局公民館支援課	

2 業務の履行に関する評価

	評価項目	配点	基準点	評価	評価の理由
1	施設の運営	15	15	15	各項目共に水準を満たしている。
2	施設等の維持管理	15	15	15	
3	事業の実施	15	15	15	

2 サービスの毎に関する証法

ŀ	3 サーヒスの質に関する評価								
	評価項目	配点	基準点	評価	評価の理由				
-	施設の利用状況								
	(1) 利用者数	5	3	4	利用者数は目標を達成。大規模修繕工事による休館期間				
	(2) 稼働率	5	3	4	があったものの、アウトリーチの取組みを行っている。				
2	事業の実施状況等								
Γ	(1) 指定管理者企画事業の参加者数(達成率)	5	3	4	指定管理者企画事業の達成率・満足度共に概ね高い水準				
	(2) 指定管理者企画事業の参加者満足度	5	3	5	となっている。				
	(3) 効果的な集客対策(SNS・HP等)	5	3	4					
	(4) 地域や関係団体との関わり(民間の視点の活用)	5	3	4					
	(5) 体育施設利用者へのスポーツ指導	5	3	4					
3	利用者満足度								
ľ	(1) 利用者アンケートの結果	5	3	4	施設の全体的な満足度は「大変良い・良い」が71.4%、「普				
I	(2) 利用者からの意見・苦情等への対応	5	3	4	通」が11.4%、「やや悪い・悪い」が0.3%と、利用者からの満				
L	(3) 利用者ニーズの把握・反映	5	3	4	足度は概ね高い。				

4 経済性・効率性に関する評価

	評価項目	配点	基準点	評価	評価の理由
Ē	1 収支の実績	10	6	6	特になし
2	2 経費の縮減	10	6	6	

5 加点事項

評価項目	配点	基準点	評価	評価の理由
1 管理運営にあたり工夫し成果をあげた取組を 自主事業等	20	0		利用者ニーズをとらえた各事業等や継続実施のコミュニティナー スの取組等により、施設利用者数の目標達成に寄与している。

6 減点事項

- ">					
	評価項目	配点	基準点	評価	評価の理由
1 改善事項が見理者の責めに帰	是正されていない事項や指定管 計すべき事故等	-20	0		改善事項が是正されていない事項や指定管理者の責めに帰すべ き事故等はなし。

7 評価点数合計

,				
	評価項目	配点	基準点	評価
2	業務の履行に関する評価	45	45	45
3	サービスの質に関する評価	50	30	41
4	経済性・効率性に関する評価	20	12	12
5	加点事項	20	0	14
6	減点事項	0	0	0
	合計	135	87	112

7 市による総合評価 上記2~7を踏まえ、下記の通り評価を行う。



【参考】総合評価判定基準

Α	120点~135点	十分な成果が認められる。業務に対し、積極的な工夫・改善の取組みが行われ
В	100点~119点	成果が認められる。業務に対し、工夫・改善に取り組む姿勢が見られる
С	68点~99点(基準点87点)	標準的な業務の水準であり、概ね成果が認められる
D	37点~67点	業務に対し、改善すべき事項が見られる
E	36点以下	業務の基準を満たしておらず、すみやかな改善が必要である